

2021年11月29日

株式会社山梨中央銀行

### マイナンバーのご提出の猶予期間終了について

2016年1月から、社会保障、税、災害対策の分野における行政の効率化、国民の利便性向上、公平・公正な社会を実現するための社会基盤として、マイナンバー制度が導入されました。

2015年12月31日以前に投資信託または公共債のお取引口座を開設されたお客さまには、法令により取引金融機関へのマイナンバーのご提出が定められており、ご提出の猶予期間が設けられておりましたが、本年12月末をもちまして当該猶予期間が終了いたします。

つきましては、投資信託または公共債のお取引口座を開設されているお客さまで、当行へのマイナンバーのご提出がお済みでないお客さまは、法令に基づき、2022年1月1日以降、最初に投資信託等の売却代金や配当金等の支払いを受ける時までマイナンバーのご提出が必要となります。猶予期間内のマイナンバーのご提出にご理解・ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

ご不明な点がございましたら、投資信託および公共債のお取引店までお問い合わせください。

以上